

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
株式会社浅沼組	大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3マルイト難波ビル	

2. 指名停止措置期間 令和 4年8月12日 ~ 令和 5年2月11日 (6箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

(株)浅沼組の使用人が、令和4年7月26日、千葉県市川市発注の市川市立塩浜学園の旧校舎取り壊し工事において、公契約関係競売入札妨害の容疑で千葉県警に逮捕された。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第6号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(談合及び競売入札妨害) 6 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上18箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)